

群馬県インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、群馬県が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項を定めることにより、学生に就業体験を行わせ、職業認識の向上や県政に関する理解を深めることを目的とする。

（実習対象者）

第2条 インターンシップにより群馬県において実習を行う対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学及び高等専門学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）とし、次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。

- （1） 県政に関心があり、群馬県インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- （2） 服務規律を遵守することが確実であると判断された者

（学生の受入れ手続等）

第3条 インターンシップにおける実習を希望する学生は、「ぐんま電子申請システム」により申し込むものとする。

- 2 群馬県総務部人事課長（以下「人事課長」という。）は、受入れの可否を決定し、学生実習生決定通知書（別記様式第1号）により、教育機関の代表者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により受入れの決定がされた場合、人事課長は、受け入れる学生の氏名、実習を行う所属及び実習期間を記入した書面を教育機関の代表者に送付するものとする。
- 4 人事課長は、受入れの可否を決定するために必要な範囲内で、学生に関する情報を当該学生が在籍する教育機関の代表者に請求することができるものとする。

（報酬等）

第4条 群馬県は、インターンシップにより群馬県において実習を行う学生（以下「学生実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習期間）

第5条 インターンシップの実習期間は、原則として人事課長が指定する。

（実習時間）

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（服務）

第7条 学生実習生は、教育機関の学生という身分を保有する。

- 2 学生実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければ

ばならない。

- 3 学生実習生は、実習時間中、群馬県職員が遵守すべき法令、条例等並びに人事課長及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に人事課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 6 学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第8条 学生実習生は、誓約書（別記様式第2号）を、事前に群馬県知事に対して提出しなければならない。また、学生が在籍する教育機関の代表者は、この誓約の遵守について徹底指導するものとする。

（実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割）

第9条 学生実習生が実習を行う所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
- 3 実習担当者は、学生が在籍する教育機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する教育機関の代表者及び人事課長に報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第10条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- （1）学生実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
- （2）実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- （3）実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

- 2 人事課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する教育機関の代表者に通知するものとする。

（事故責任等）

第11条 学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 学生実習生は、故意又は過失をもって第7条第2項から第4項までの規定に反する行為により、群馬県又は第三者に対して損害を与えた場合には、これらに対して責任を負わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、人事課長と教育機関の代表者が協議の上、定めることとする。

(附則)

- 1 実務実習学生受入れ要綱（平成3年8月22日施行）は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成16年6月15日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年5月14日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年5月25日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年7月14日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年2月17日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。